

地理空間情報活用推進基本法第2条第3項に基づき定める国土交通省令（案）
及び同法第16条第1項に基づき定める技術上の基準（案）に関する
意見募集の結果について

平成19年8月27日

国土交通省では、地理空間情報活用推進基本法第2条第3項に基づき定める国土交通省令（案）及び同法第16条第1項に基づき定める技術上の基準（案）について、平成19年7月13日から平成19年8月11日まで、広く国民の皆様からのご意見を募集しましたところ、これに対して40件のご意見を頂きました。

頂いた主なご意見の概要とこれに対する考え方を別紙1、2の通り取りまとめたので公表いたします。

なお、省令・告示に直接関係はありませんが、広くGIS推進施策全般に関するご意見も承りました。ご意見は、今後の施策の推進にあたって、参考にさせていただきたいと考えております。

今回の意見の募集にあたり、ご協力いただきました方々へ厚く御礼申し上げます。